

保存版

国保だより

令和8年7月号
八代市役所 国保ねんきん課

(市)

ジェネリック医薬品を利用して、医療費を節約しましょう！

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に発売される低価格の医薬品のことです。

1. 従来のお薬と変わらない安全性

ジェネリック医薬品は、新薬と同様の国の厳しい審査基準を満たしているため、安心してご利用いただけます。

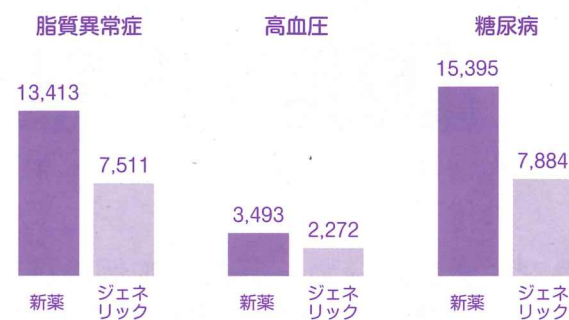
2. 利用しやすい価格

開発コストが低く抑えられることから、新薬と同じ有効成分で品質や効き目は同等ですが、安い価格で提供されています。

3. より服薬しやすく

ジェネリック医薬品の中には、新薬よりもサイズが小さくなった、苦味を抑えて飲みやすくなった、目印を付けて間違いにくくなったなど、より服薬しやすく改良されているものがあります。

薬の負担額の比較(例) 単位:円
(3割負担・365日服用・1日1錠服用の場合)



※上記は令和8年4月現在の比較です。
※日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会のデータに基づき作成。
※ジェネリック医薬品代は、高いタイプと安いタイプの平均で記載しています。



●「ジェネリック医薬品希望シール」が必要な方には、国保ねんきん課および各支所地域振興課窓口で配布しています。

●ジェネリック医薬品の利用については、医師・薬剤師にご相談ください。

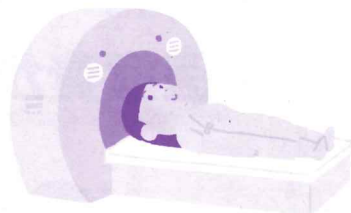
*医療給付係
(7-③番窓口)
☎ 33-4113

国保加入者で人間ドックを受診される方へ

検査結果を八代市に提出すると、報奨金 **6,000 円** が交付されます。

1. 対象となる方 ※下記の条件をすべて満たす方

- ・人間ドック受診日において、国保の資格を有し満 40 歳以上 75 歳未満の方
 - ・令和8年4月1日以降に受診した人間ドックの検査結果の写しを提出できる方
- ※八代市の特定健診項目を満たしているものに限りです。
※八代市が実施した特定健診を受診した方及び令和8年2月に募集した人間ドック助成事業により受診した方は対象外です。



2. 手続きに必要なもの

- ・人間ドックの検査結果の写し、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、認印、通帳(人間ドックを受診した方のもの)

●受付: 国保ねんきん課医療給付係、保健センター、鏡保健センター、各支所地域振興課

《注意点》・申請は、同一年度に1人あたり1回

・申請期限は、人間ドック受診日から起算して2ヶ月を経過する日または年度末日(3/31)のいずれか遅い日まで

※この事業は、市民の皆様の特定健康診査の受診状況を把握し、その後の特定保健指導に結びつけ、さらなる健康増進を図ることを目的としていますので、ご提供いただいた情報は、これらの目的以外には利用しません。

*医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113
*八代市保健センター ☎32-7200
*八代市鏡保健センター ☎52-5277

令和8年度の国民健康保険税について

【主な変更点】

●課税限度額の一部引き上げ(地方税法の改正)

高齢化等による医療給付費等の増加に対応するため、課税限度額が引き上げられました。

●基礎課税額の平等割額の見直し

(市国民健康保険税条例の改正)

令和12年度からの県内保険料完全統一に向け、引き下げられました。

基礎課税額 **66 万円 → 67 万円**

後期高齢者支援金等課税額 26 万円(据置き)

介護納付金課税額 17 万円(据置き)

所得割額 10.6%(据置き)

均等割額 29,600 円(据置き)

平等割額 **22,000 円 → 20,000 円**

●国民健康保険税の軽減判定所得の見直し(地方税法の改正)

経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減措置の判定基準が見直されました。

○軽減判定所得の見直し

	改正前	改正後
7割軽減基準額	43万円+10万円 ×(給与及び年金所得者の数-1)	43万円+10万円 ×(給与及び年金所得者の数-1)
5割軽減基準額	43万円+(30.5万円×被保険者数) +10万円×(給与及び年金所得者の数-1)	43万円+(31万円 ×被保険者数) +10万円×(給与及び年金所得者の数-1)
2割軽減基準額	43万円+(56万円×被保険者数) +10万円×(給与及び年金所得者の数-1)	43万円+(57万円 ×被保険者数) +10万円×(給与及び年金所得者の数-1)

●子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金制度は、子育てを社会全体で支えるための制度です。具体的には、全世代や企業の皆様から医療保険の保険料とあわせて子ども・子育て支援金を拠出いただき、それを財源に子育て世帯への支援を行って、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えていく制度です。

国保税とあわせて本算定以降、徴収します。

所得割率 **0.27 %**
均等割額 **1,450 円**
課税限度額 **30,000 円**

※子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代以下)については、均等割額が全額軽減されます。



Q. 収入が少なくても、支払う必要があるの?

A. 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

Q. なぜ独身や高齢者も支払うの?

A. こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

【問い合わせ窓口】 こども家庭庁コールセンター

0120-303-272

(受付時間: 平日9時から18時)

*保険税係(7-④番窓口)

☎ 33-4113

医療機関・薬局の受付では、 マイナ保険証が資格確認書をご提示ください

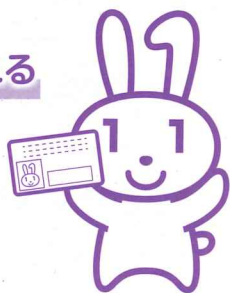
従来の健康保険証の有効期限は終了しました。
受診時には、マイナ保険証をお持ちの方は「**マイナ保険証**」を、
マイナ保険証をお持ちでない方は「**資格確認書**」をご提示ください。

マイナ保険証をお持ちでない方も、医療機関等でマイナ保険証の利用登録が可能です。
ぜひマイナンバーカードを持参して利用登録のうえ、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー（12桁）を知らただけでは悪用されません。
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法
で受診したいときはどうすればいいの？

詳しくは右項に

マイナ保険証をお持ちでなくても
資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

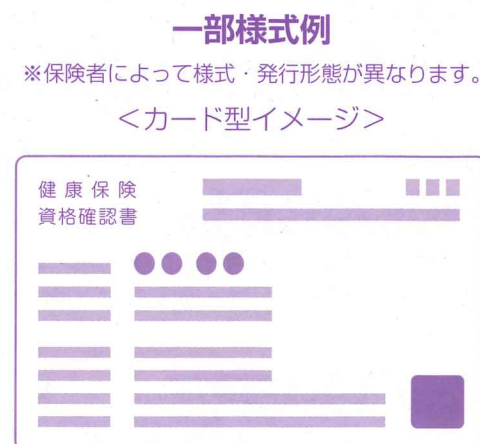
●マイナ保険証をお持ちでない方は、

「資格確認書」

でもこれまで通り医療にかかることができます。

●マイナンバーカードの健康保険証利用登録を
していない方には、「資格確認書」を申請によ
らずお届けします。

なお、すでに利用登録されている方であって
も、解除された方には同様にお届けします。



- ・マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（ご高齢の方、障害のある方等）は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。（更新時の申請は不要）
- ・病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいなくても、
医療費が10割負担になることはありません。



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平 日：9時30分～20時00分
土 日 祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の健康保険証利用に
ついてもっと知りたい
方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare